明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二九三）　二
○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（二九四）　二
○平成二十五年九月十五日から同月十七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（二九五）　四

〔告　示〕
○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（**法務**三七二）　四
○日本国に帰化を許可する件（**同**三七三）　五
○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**二六〇～二六一）　五
○中小企業信用保険法第二条第五項第五号の規定に基づき、日本標準産業分類において分類された業種区分に従って、同号の業種を指定する件（**経済産業**二一一）　六
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（**国土交通**一〇〇八）　八
○航路標識に関する件（**海上保安庁**一九〇）　八
○道路に関する件（**九州地方整備局**一七六、一七七）　九
○指定暴力団に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（**京都府公安委**一八〇）　九

〔人事異動〕
内閣　林野庁　水産庁　特許庁　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（兵庫労働局最低賃金公示二）　一〇
国土調査の実施に関する公示（国土交通省）　一〇

〔公　告〕
諸事項
官庁
公認会計士懲戒処分、製造たばこ小売定価関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　一三
会社その他　一三

本号で公布された法令のあらまし

◇建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二九三号）（国土交通省）

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二五年法律第二〇号）の施行期日は、平成二五年一一月二五日とすることとした。

◇建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二九四号）（国土交通省）

1　建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、診療所、電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設、鉄道事業法第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設、災害対策基本法第二条第一〇号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの等とすることとした。（第二条関係）

2　法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五六年五月三一日以前に新築の工事に着手したものとすることとした。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（一定のものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項等の規定による検査済証の交付を受けた一定の建築物を除くものとすることとした。（第三条関係）

3　法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ次に定める距離（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該幅員が一二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該幅員が一